

平成 30 年度 労働基準行政の主要施策
 ～ 働き過ぎを解消し 安心して働ける職場を目指します！ ～

過重労働を解消し、安全で健康に働くことができる職場を目指して、「安心して働ける職場づくりへの取組」、「安全で健康に働ける職場づくりへの取組」、「労働災害にあわれた方への迅速・公正な補償への取組」を推進します。

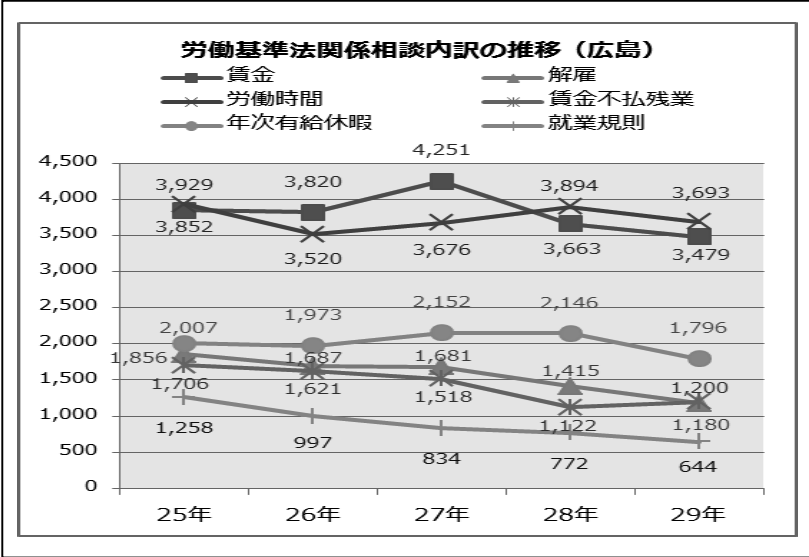
(1) 安心して働ける職場づくりへの取組

ア 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

- ◇ 過労死等防止のため、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策を推進します。
 - ・ 時間外・休日労働時間数が1か月当たり 80 時間を超える事業場、過労死等労災請求のあった事業場等に対する監督指導を実施します。
 - ・ 違法な長時間労働を繰り返す事業場に対する司法処分の実施や、違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する局長等による指導の実施及び企業名の公表の取組を行います。
 - ・ 労使当事者が 36 協定を適正に締結するよう、関係法令を周知します。
 - ・ 11 月を「過重労働解消キャンペーン」(仮称) 期間として、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発及び監督指導を実施します。

イ 法定労働条件の確保・改善対策

- ◇ 労働基準関係法令の知識が不足していると考えられる事業主、労働者、大学生・高校生に対して労働基準関係法令を周知します。
- ◇ 外国人技能実習生について、法定労働条件確保のため、労働基準関係法令違反が疑われる事業場に対して監督指導を実施します。
- ◇ 労働時間法制の見直しに向け、中小規模の事業主に対して、労働時間等のきめ細かな相談支援を行います。また、労働基準法等の改正法案が成立した場合には、改正法のきめ細かな周知等を行います。



ウ 最低賃金制度の適切な運営

- ◇ 経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ広島地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。また、最低賃金額の改定等について、労使団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者及び労働者に周知し、監督指導等による最低賃金の履行確保を図ります。
- ◇ 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業を積極的に周知し、支援を行います。

広島県の最低賃金 時間額 818 円 平成 29 年 10 月 1 日発効

| 広島県 特定 (産業別) 最低賃金 | 時間額 (円) | 発効日 |
|--|---------|-----------|
| 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金 | 922 | H29.12.31 |
| 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金 | 882 | |
| 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 | 890 | |
| 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 | 851 | |
| 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金 | 870 | |
| 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 | 912 | |
| 広島県各種商品小売業最低賃金 | 838 | |
| 広島県自動車小売業最低賃金 | 868 | |